

府中市 地区計画ガイド 01

小柳町六丁目地区

決定年月日	令和8年3月13日
当初決定年月日	昭和61年7月19日
名称	小柳町六丁目地区地区計画
位置	府中市小柳町六丁目地内
面積	約1.4ha



- ☆ 地区計画とは、みなさんがお住まいの身近な生活空間について、建築物の建て方のルールや道路、公園などの配置等を地区単位で定める都市計画です。詳しくは「地区計画活用の手引き」をご覧ください。
- ☆ この「府中市地区計画ガイド」は、府中市内における地区計画の事例を紹介するものです。詳細は府中市都市整備部計画課に備え置く指定図書を縦覧してください。
- ☆ 地区計画の区域内で、下記に示すような行為を行う場合には、事前に「届出」が必要です。確認申請の前で、行為着手の30日前までに届出をしてください。
 - (1) 土地の区画形質の変更
 - (2) 建築物の建築又は工作物の建設
 - (3) 建築物等の用途の変更
 - (4) 建築物等の形態又は意匠の変更
- ☆ 問合せは、都市整備部計画課までお願いします。

□建築物等に関する事項□□□□□□□□

建築物の用途の制限	一戸建ての住宅及び物置その他これに類する付属建築物以外の建築物は建築してはならない。
建築物の敷地面積の最低限度	145 m ²
壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1 m以上とする。</p> <p>ただし、この距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次に該当する場合はこの限りでない。</p> <p>1 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3 m以下で、かつ、床面積の合計が5.0 m²以内であること。</p> <p>2 自動車車庫で高さが2.5 m以下であること。</p>
建築物の高さの最高限度	建築物の高さは地盤面から9 m、軒の高さは7 mをそれぞれ超えないこととし、かつ、階数は地階を除き2以下とする。
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>1 建築物の屋根、外壁及びこれに代わる柱並びに工作物の色彩は、まち並みと調和した落ち着いた色調とし、府中市景観計画の色彩基準に適合したものとする。</p> <p>2 屋外広告物等を設置する場合には、周囲の景観に配慮するよう、形態及び設置場所に留意したものとする。</p>
垣又は柵の構造の制限	道路、公園、緑道に面して設ける垣又は柵（門柱は除く。）の構造は、生け垣又は透過性を有する高さ1.5 m以下のフェンスとしなければならない。ただし、垣又は柵の基礎の部分のうち、高さ0.4 m以下の部分については、この限りでない。